

令和6年第12回岐阜市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和6年11月18日（月曜日）午後1時30分から午後3時00分まで

2 場 所 岐阜市役所6階 6-1大会議室

3 出席者 伊藤委員（職務代理者）、加藤委員、岡本委員、小森委員

4 説明及び職務のために出席した事務局の職員

野田事務局長、朝倉次長、小出教育統括審議監、
塩田義務教育学校整備審議監兼教育施設課長、
中田義務教育審議監兼学校指導課長、小森未来科学審議監兼科学館長、
吉元学校教育デジタル化推進審議監兼学校指導課GIGAスクール推進室長、
今井教育政策課長、歳藤学校安全支援課長、山田学校安全支援課教育主管、
森学校安全支援課主幹、高橋幼児教育課長、
吉永幼児教育課主幹兼幼児教育推進係長、藤井加納幼稚園長、
広瀬岐阜東幼稚園長、杉山学校給食課長、松山岐阜商業高等学校事務長、
松村社会・青少年教育課長、宇田市民活動交流センター所長、
川村市民活動交流センター公民館係長、井上歴史博物館長、
真野教育政策課政策係長、石田教育政策課管理係長、細江幼児教育課主任主事、
小塚教育政策課副主査、勝野教育政策課副主査、森教育政策課主事、
飯田教育政策課主事

5 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の報告、修正及び承認

第3 会議録署名者の指名

第4 諸般の報告

(1) 臨時代理の報告 岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について(教育政策課)

第5 議事

(1) 第62号議案 岐阜市立小・中学校及び高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について（教育政策課）

(2) 第63号議案 岐阜市教育集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（社会・青少年教育課）

※ (3) 第64号議案 令和6年度岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について（ぎふ魅力づくり推進部・歴史博物館）

※ (4) 第65号議案 令和6年度岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について（市民協働推進部・市民活動交流センター）

※ (5) 第66号議案 令和6年度岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について（教育政策課）

第6 その他

(1) 岐阜市幼児教育推進プラン 中間改定について（幼児教育課）

※ (2) 長期休業期間の見直しについて（学校指導課）

第7 閉会

6 会議に付した事件

「5 議事日程」のとおり

※については非公開にて会議

午後 1 時 30 分開会

○伊藤委員（職務代理者） 本日の出席者数が定数に達し、会議が成立いたしますので、ただいまから令和6年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

水川教育長が諸都合により欠席されていることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項により、職務代理者であります、私伊藤が進行をいたします。よろしくお願いいたします。

なお、益子委員におかれましては、本日欠席の旨ご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

前回の会議録は、前回の出席者により承認をされました。

本日の会議録の署名者には、本日の出席者を指名いたします。

では、議事日程をご覧ください。

本日は、諸般の報告が1件、議事が5件、その他が2件となっております。

議事日程に、非公開で審議すべき案件が記載されていますが、このとおり扱うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○伊藤委員（職務代理者） 非公開で審議すべき案件については、このとおり扱うものといたします。

それでは日程第4、諸般の報告に参ります。

報告（1）臨時代理の報告について説明をお願いいたします。

○真野教育政策課政策係長 （臨時代理の報告（1）岐阜市教育委員会附属機関委員の任免についての説明）

○伊藤委員（職務代理者） ただいまの説明について質問や意見があればおっしゃってください。

次に日程第5、議事に参ります。

第62号議案について説明をお願いいたします。

○真野教育政策課政策係長 （第62号議案 岐阜市立小・中学校及び高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についての説明）

○伊藤委員（職務代理者） 第 62 号議案について質疑および討論を行います。

質問や意見があればおっしゃってください。

なければ、ここで採決を行います。

第 62 号議案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○伊藤委員（職務代理者） 第 62 号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、第 63 号議案について説明をお願いします。

○松村社会・青少年教育課長 （第 63 号議案 岐阜市教育集会所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての説明）

○伊藤委員（職務代理者） 第 63 号議案について質疑および討論を行います。

質問や意見があればおっしゃってください。

○小森委員 岐阜市の教育集会所は具体的にはどのような施設でどこにありますか。

○松村社会・青少年教育課長 条例上、地域住民の社会教育活動を助長するために設置されている施設で、場所は早田にあります。

○小森委員 今回は男女の区別が不要ということですが、小・中学生の内訳も確認しないということで、把握の必要性がなくなったのはどのような考慮からか教えていただけますか。

○松村社会・青少年教育課長 元々、小・中の内訳の統計はとっておらず、人数の確認だけでよいとのことでした。

○小森委員 小中学生が各何名という統計はとっていなかったが、申込様式にはあったという状況ですか。

○松村社会・青少年教育課長 そうです。

○伊藤委員（職務代理者） 他に質問や意見があればおっしゃってください。

なければ、ここで採決を行います。

第 63 号議案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○伊藤委員（職務代理者） 第 63 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6、その他に参ります。

その他（1）について説明をお願いします。

○高橋幼児教育課長 （その他（1）岐阜市幼児教育推進プラン 中間改定についての説明）

○伊藤委員（職務代理者） ただいまの説明について質問や意見があればおっしゃってください。

○加藤委員 全体的には必要な内容が網羅されていてよいと思いますが、私の中では「安心」がすごく大事だと思うので、「大切にしたい 3 つのこと」のところに「安心感」という言葉をぜひ入れていただきたいと思います。安心感がベースにあり、親も安心であるというニュアンスがもう少し強調できるとよいと思っています。

○高橋幼児教育課長 貴重なご意見ありがとうございます。検討します。

○岡本委員 最後に業者に出すと言われましたが、我々が今見ているものから変わる

のかが一点、その際に、言葉、色、場所である程度全体をみて意見を出しているので、最後に業者がはいると、また様子が変わるのではないかと思います、どんなレベルで変えられるのでしょうか。

○高橋幼児教育課長 インターネットで公開するので、業者にデザインとデータ作成を委託します。フリーソフト等を使いイラスト等作成しているので、若干違うものになるかと思いますが、色合い等出来る限り今見ているものに近いものにしていこうと思っています。逆に印刷をかけると、モノクロだと見えにくかったり、スマートフォンで見たときに画像が粗くならない等心がけて作成していただこうと思っています。

○岡本委員 色合いは確かに見る媒体によって変わったりと思いますが、言葉等せっかくここで一言一言気にして見てますので、文言が変わるようなことだけはないようによろしく願いいたします。

○高橋幼児教育課長 細心の注意を払って作成いたします。

○小森委員 今回、非認知能力と認知能力の片方の矢印に×が付いていたのを削除したという形の修正ですが、この修正の趣旨はどういうことかと、その右側の文章で「学力や成績等により・・・」という文章は、特に変えていないので、表と文章の説明の整合性は大丈夫か確認したいです。

○高橋幼児教育課長 有識者3名の方に依頼しておりまして、この×を取ったのは、2回目の確認で、お一人の方がバツで戻ってこないということはないのではと提起いただき、皆さんに確認していただき×をとり、横に来る文言も併せて確認していただきました。

○小森委員 認知能力から非認知能力への矢印はどういうことを示す矢印ですか。

○吉永幼児教育課主幹兼幼児教育推進係長 非認知能力と認知能力が相互に影響を与え合って伸びていくという大きな考え方があり、その中でも非認知能力が土台となるということで三角形になっています。認知能力から非認知能力への影響は、例えば、知識を知ったことによって探究する心が芽生えて、継続的に一つのことに取り組むといった

非認知能力の育ちがあるという考え方に基づいて、認知能力から非認知能力への矢印の×を外して残したということになります。

○小森委員 それぞれの矢印の意味が書ければより正確ですが、スペースやいろいろな制約の中での作成ですのでやむを得ないかと思いますが、今の認知能力から非認知能力の矢印も、実は大事だというのは結構大切な話だと思う。認知能力と非認知能力の両方が大事だということがわかるようになるといいと思ったので指摘をさせていただきました。

○加藤委員 細かいことを言うと非認知能力の矢印の上の葉っぱ 10 個は全部認知能力ではないです。認知能力は基本的に測れるもので、土台になるのが非認知能力です。もちろん相互作用はあるけど、厳密に言うと 10 個全てが認知能力かというとは違います。そここのところ曖昧な感じがします。土台が非認知能力であることが伝わるとよいとは思いますが、自立心や協調性は非認知能力だし、少し分析的にみると違うかなというのも正直なところはあります。

○高橋幼児教育課長 1 月に最終的に議案としてお願いしますので、いろいろ検討させていただきます。

○岡本委員 VUCA の時代のところで、非常に不安定だとか変化があるというところから、いきなり「大きな挑戦の時代になる」と書いてあり、変化していくから挑戦しなければいけないという言葉が繋がらない。そこから「幼児教育を充実させるためには」とあり、これから幼児教育が目指していくもの、子どものために向けていくという表現をしたかったのかと思いますが、少し言葉がつよく、前段の VUCA の定義と下が繋がってこないと思う。子どもたちにはそういう変化の時代を乗り切る力を身につけてほしいし、そのために幼児教育は前段階となるところを充実させていきたいという、何か段階が要るのではないかと思う。

○高橋幼児教育課長 VUCA のところは現プランそのまま入れてあり、岡本委員さんのご指摘を踏まえて、ここの間に何かさせればいいのかと思うのですが、妙案が今出てこないです。

○伊藤委員（職務代理者） 加藤委員さんにお聞きしたいのですが、大切にしたい三つ

のことに関わって、三つ目の発達の多様性について、インクルーシブ教育を岐阜市は進めていく方針であると明記されていますが、それでいいのか、あるいはそれぞれの特性に合わせて、段階によって専門的な施設での療育も必要とは思いますが、そのあたりどのように明記していくとよいでしょうか。

○加藤委員 個別の部分とトータルで見る部分と両方いると思いますが、発達の特徴がある子は、育てにくいということです。だからそういうことも含めて幼児教育は、その子その子をきちんと見ていくという目線がすごく大事だと思います。安心の輪の中できちんと育てることが本当の基本にあって、その中で少し特徴があるとか難しいなと周りの大人が思ったとき、どういう特徴があるのかという多様性の眼差しを加えていくというイメージの中で育てていく。そこから認知能力を伸ばしていく中で、少し特別な手立てがいる子たちがいるので、そういう子たちには早期から療育がいるというイメージです。最初から別にするというより、特別な配慮がいる子を見つけたらプラスアルファしていくというイメージかと思います。

○伊藤委員（職務代理者） 私もそちらの2点をもう少し明確に記していただけるといいかと思っていますので、ぜひご検討ください。

○高橋幼児教育課長 検討させていただきます。

○小森委員 資料編の「大切にしたい3つのことに関わって」というところで3つのことについて言及して、新旧対比で「大切にしたい3つのこと」というのがあり、資料編と本編の内容が結構違いますが、資料と本編それぞれどういうことが書いてあると理解すればよろしいでしょうか。

○高橋幼児教育課長 元々のプランは、この両方が一編になっており、そこから抜き出し本編として皆さまに伝えていきたいことがあり、どうしても都合上収録できないので、資料編にしたと理解していただければと思います。

○小森委員 二つを読んで従前の一体型と同じ機能というイメージですか。

○高橋幼児教育課長 幼児教育推進プランの認知度が低いので、見開きにしてデザイン

等を工夫して興味持っていただこうと思いました。興味持っていただいたらそれぞれのQRコードを読み取って資料編に入っていくという流れになります。深く理解していただければという構成になっております。

○小森委員 資料編で子どもの権利条約・条例に言及しているのですが、本編の子ども理解に書いてある内容と資料編のこの条約条例の話が、どうやって繋がるのか、読み手にとって少しわかりにくいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○高橋幼児教育課長 ご指摘のとおり、本編の内容から、いきなり子どもの権利条約・条例の説明しかありませんので、何か繋ぎがいると思います。

○伊藤委員（職務代理者） 私も同じ点で、発達の多様性の本編にはインクルーシブ教育は1文字も入っていないのに、資料編では大きく掲げているのに違和感があります。大切なことであれば本編に必ず明記することは必須だと思いますので、一度ご検討ください。

○加藤委員 子ども理解のところに、もう少し安全感の話を入れた方がいいと思います。それで権利条約とも繋がってくると思うので、子どもがどういう存在なのかをもう少し書いていただいて、そこが土台だという感じにしていただけるとよいかもしれないです。

○伊藤委員（職務代理者） いろいろと意見を言いましたが、ぜひよろしく願いいたします。

○伊藤委員（職務代理者） 他にはよろしいでしょうか。

それでは、以降の議事は、秘密会で進行します。

(以降 秘密会にて開催)

○伊藤委員（職務代理者） 以上で本日の会議は終了です。

次回の会議の日程を確認いたします。

次回の会議は、12月18日水曜日、午後1時30分からを予定しています。

詳細については、改めて事務局よりお知らせをいたします。

それでは、以上をもちまして本日の定例会を閉会といたします。

午後 3 時閉会